

## 令和4年度第3回京都市環境影響評価審査会

### 【 摘 録 】

日 時：令和5年2月3日（金） 午後3時～午後4時

場 所：京都市役所本庁舎第1・2会議室

出席委員：板倉豊委員※、越後信哉委員※、大久保規子委員※、勝見武委員※、東野達会長、  
平山貴美子委員※、本田晶子委員※、松田法子委員※、安田龍介委員※、山田悦委員※（10名）  
（※＝オンライン参加）

欠席委員：青野正二委員、塩見康博委員、柴田昌三委員、竹見哲也委員、建山和由委員（5名）

#### 【資料1】第12次京都市環境影響評価審査会委員名簿

（仮称）京都駅東南部エリアプロジェクト（チームラボミュージアム京都ほか）建設事業

【資料2-1】事業者からの追加提出資料

【資料2-2】手続の実施状況及び今後のスケジュールについて

【資料2-3】配慮書案に対する京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見等

【資料2-4】答申書（案）

【資料2-5】令和4年度第1回京都市環境影響評価審査会 摘録

【参 考 資 料】配慮書案についての意見に対する見解書

京都プロジェクト（仮称）

【資料3-1】手続の実施状況及び今後のスケジュールについて

【資料3-2】環境影響評価方法書に対する京都市環境影響評価審査会委員からの主な意見等

【資料3-3】答申書（案）

【資料3-4】令和4年度第2回京都市環境影響評価審査会 摘録

【資料3-5】令和4年度第2回京都市環境影響評価審査会 委員からの追加意見

【参 考 資 料】令和4年度第2回京都市環境影響評価審査会 委員からの追加意見に対する事業者の回答

- 議 題 1 （仮称）京都駅東南部エリアプロジェクト（チームラボミュージアム京都ほか）建設事業に係る配慮書案について（審議及び答申）  
2 京都プロジェクト（仮称）に係る環境影響評価方法書について（審議及び答申）

- 議 事 1 開会  
2 議事 以下のとおり  
3 閉会

### — 摘 録 —

事 務 局 現在、10名の出席をいただいている。京都市環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき、本審査会が成立していることを報告する。

東野会長 「(仮称)京都駅東南部エリアプロジェクト(チームラボミュージアム京都ほか)建設事業に係る配慮書案について」の審議に移る。

東野会長 事業者から、前々回審査会での発言内容につき、補足説明を行いたいとの申し出があった。事業者から説明をお願いします。

事業者 前々回の審査会において、指摘いただいた日照障害、風害、温室効果ガス等については、資料2-1のとおり追加で資料を用意した。

前々回、計画の変更余地があまりない旨の発言を行ったが、現時点で計画の変更が可能な内容もあり、当該発言を撤回する。計画については審査会の意見・市長意見を踏まえて検討を行う。

また、建物の高さや形状を比較検討するのが難しい理由について、プロポーザルにおける提案内容を踏まえたためとの説明を行ったが、実際には当該敷地の建築規制に則り事業計画や建物が提供する機能を検討した結果、建物の規模、配置、高さを大きく変える余地のない形状となったのが理由であるので、訂正させていただく。

日照障害については近隣住宅への影響が大きい可能性があるため、実態を確認した。風害については「道路環境影響評価の技術手法(平成24年度版)」に基づき、計画建物の高さが低く評価が必要な重大な影響が懸念されるものではないと考えているが、詳細設計において可能な限り配慮し、植栽等で緩和を図るなどの検討を行う。温室効果ガス等についてはCASBEEやZEBの評価が高くなるよう検討し、現在の計画内容について配慮書に記載する。再生可能エネルギーについても地球温暖化対策条例の義務に係る部分に加え、温室効果ガス削減に寄与するような方策を検討する。

大久保委員 気候変動については、京都市の施策と合致する方向で検討をさらに具体化するとのことで、前々回よりも適切な記述になっている。また、CASBEEの他、環境負荷低減のための指標が挙げられており、建物の特性にあった形でどこが負荷低減できる部分か検討していただける趣旨だと理解した。

資料2-1に、「建築基準法の規制に適合している」との記載があるが、環境アセスメントにおいては、法規制への適合は当然であり、それ以上に環境負荷の低減ができるのであれば、それを検討し、より良い選択を目指すというのが趣旨であるので、それを認識していただきたい。

事業者 ご指摘を踏まえ、検討を進めてまいりたい。

東野会長 事業者においては、大久保委員からの指摘を含め、今回の資料に記載されたことについては、配慮書に記載いただきたい。

ここで事業者には、退席いただく。

東野会長 残りの資料について事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料2-2、資料2-3、資料2-4に基づき説明>

東野会長 事務局提示案については、事前に御確認いただいているが、意見があれば発言をお願いします。

東野会長 意見はないようなので、事務局提示案のままでよいか。

(一同了承)

東野会長 それでは、答申書(案)から変更なしということで答申書を確定させる。

< 答 申 >

東野会長 それでは、議題2の「京都プロジェクト(仮称)に係る環境影響評価方法書」の審議に移る。まず事務局から説明をお願いします。

事務局 <資料3-1、資料3-2、資料3-3に基づき説明>

東野会長 事務局提示案については、事前に御確認いただいているが、意見があれば発言をお願いします。

勝見委員 答申書案の「地下水の水質及び水位」の項目に「最小限」との記載があるが、どういう意味か。

事務局 「実現可能な最小限」という意味で捉えている。

勝見委員 代替案があった場合に、実現可能なものから最小限のものを選択しなければならないということか。例えば、複数の案があったとして、地下水への影響が最も小さい案があればそれに決まってしまう、という意味で読めてしまうのではないかと懸念している。

事務局 技術的手法、経費等を総合的に検討したうえで、影響が最小化できるように、との表現である。地下水への影響の結果が最小となる案を必ず選択するように、という趣旨ではない。

勝見委員 選択肢が複数ある場合、地下水への影響が最も少ないものを選ぶという意味ではなく、選ばれた案の中でできる限り地下水の影響を少なくすべきであるという趣旨と理解すればよいか。

事務局 そのとおりである。

東野会長 答申書の表現をどのように修正すべきか。

事務局 「最小限」を「可能な限り回避・低減」に修正するのはいかがか。

大久保委員 条例の表現にあわせて「可能な限り回避・低減」がよいが、抽象的な表現になる。具体的に地下水のこういった観点からできる限り回避・低減するのがよいか、勝見委員から提案はあるか。

勝見委員 本来、何mまでの地下水位低下といった限界値があつて、影響をそれ以下に抑えるべきと考えられるとよいが、その限界値を的確に設定することに困難さがあるので、抽象的ではあるものの条例の表現にあわせ、あとは事業の状況に応じてしっかりと影響の回避・低減に努めていただくということによいと考える。

事務局 勝見委員の御意見としては、原案のままそのように理解するという趣旨か。あるいは、「可能な限り回避・低減」という表現でそのように理解するという趣旨か。

勝見委員 「最小限」という表現が非常に厳しい表現だと感じる。先ほど申し上げたとおり本来は限界値があるべきだが、それを定めることも大変なので、「可能な限り回避・低減」という表現にすることも一つであると考え。

事務局 答申書案の「工事中の地下水への影響が最小限となるよう対策を講じること」という文章を「工事中の地下水への影響を可能な限り回避・低減できるような対策を講じること」に修正するのはいかがか。

東野会長 勝見委員いかがか。

勝見委員 不可能だからやらないのではなく、できる限りの工夫をしていただくとの趣旨と理解して賛同する。

事務局 事務局としても、勝見委員のおっしゃるとおりの意味で捉えている。

東野会長 他に意見はないか。

(一同了承)

東野会長 それでは、先ほど事務局から提示された表現へ修正し、答申書を確定させる。

< 答 申 >

東野会長 以上で審議を終了とする。

午後4時 終了